

## 広報なごや「障害者差別解消法特集号」

広報なごや 2016 年 2 月号に「障害者差別解消法特集号」が入っていた。4 月に法が施行される前に、タイミングよく企画されたと喜んだ。

特集号は写真のように、「この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています」と、みんなが手をつないでいる。

障害を理由とする差別の禁止として、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を例示している。

また、岩城正光副市長と名古屋市障害者施策推進協議会の現委員・元委員の皆さんとの座談会も掲載されている。多くの市民が特集号を読んで、法の趣旨を理解して、障害者差別が早く解消されることを期待したい。



この特集号をめぐって、残念なことがあった。多くの人に読んでもらうため、特集号を手に入れようと、市役所の「市民情報センター」に行った。広報なごや・議会報告はあったが、特集号はなかった。情報センターの係の人に尋ねると、特集号は届いていないという。

発行元に問い合わせてもらおうと、「健康福祉局障害福祉部障害企画課」の担当者らしき人が、なんだか怪訝な感じでやってきた。

どうして市民情報センターに特集号がおいていないのかと聞くと、全戸配布しているので、その必要はないといった回答だった。正直って驚いた。

市民情報センターは多くの市民などが利用する施設であり、特集号を普及す格好の場ではないか。せっかく作った特集号を普及する気持ちがあるのかと、腹が立ってきた。これが障害者福祉の現実なのだろうか。



(2016 年 2 月 3 日)